市原社協 会費募集の ご案内

互いを尊重し 互いに支え合い 誰もが自分らしく 活躍して暮らすことのできる まちの実現



社会福祉法人市原市社会福祉協議会

〒290-0075 市原市南国分寺台 4-1-4

電話 0436-24-0011 (代表)

0436-20-3100 (* ɔ)z-(アセンタ-)

0436-20-8585 (居宅介護支援事業所)

0436-26-6200(後見支援センター)

FAX 0436-22-3031

メール info@ichihara-shakyo.or.ip

HP http://www.ichihara-shakyo.or.ip

いちはら社協公式 SNS

X (旧 Twitter)

市原社協





















ど協力いただいた会費は これらの事業に活用させていただきます



地域福祉活動



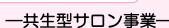
地区社会福祉協議会

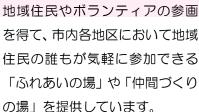




共生型サロン事業







市内の各地区において、12の 地区社協、44(46小学校区) の小域福祉ネットワークが、 それぞれ地域特性を活かした 事業を展開しています。



ちょっとした 困りごとの 手助けをします。



生活支援サービス

みんなで 食べると





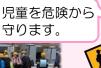
小域福祉ネットワーク





定期的に訪問 してくれるの で安心です。







世代を問わず、交流の場 として開催しています。

子ども見守り活動



福祉に関する情報提供や地域での様々な活動を 広報紙やホームページ、SNSで発信しています。

YouTube

X(旧 Twitter)

Facebook

令和7年度予算 2,790,000円

LINE



88,400 部発行

令和6年度実績









ボランティア



ボランティアに関する相談や活動の支援、ボランティア保険の加入手続き、 災害時における災害ボランティアセンターの設置運営等を行います。



傾聴ボランティア フォローアップ講座



災害ボランティアセン ター設置運営訓練



福祉教育出前講座

令和6年度実績 相談**195**件

団体登録 159団体

個人登録 153人

災害ボランティア登録102人

一福祉教育一

児童・生徒に対する福祉 教育、地域の福祉力を高 めるための福祉教育、生 涯学習としての福祉教育 を推進します。

> 令和7年度予算 57,997,000 円



成年後見支援センター運営事業

一福祉サービス利用援助事業一

日常生活を送るうえで、十分な判断ができない、体の自由がきかない等の不安を お持な方に福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理をお手伝いし、地域で安 心して生活できるように支援をします。

一成年後見制度支援事業一

◆成年後見制度相談事業

職員が後見制度のついての相談や申立て書類作成など相談に応じます。 法律的な相談が必要な場合は、弁護士(月1回)がご相談に応じます。

◆法人後見受任事業

社協が法人後見人とし受任をし、法律的にご本人の権利、財産を守ります。



令和6年度実績 後見相談**1,942**人

令和6年度実績

利用者 1.559人

家事サポ

ファミサポ





子育で支援事業

安心して仕事と育児を両立できるよう、学校・保育施設 開始前後の預りや送迎を行う「ファミリー・サポート・ センター事業」や、出産前後の不安定な時期に家事のお 手伝いや育児支援行う「出産前後等家事サポート事業」 等、子育てのサポートを行います。



いちはらファミリー・ サポート・センター

令和7年度予算 13,188,000 円

令和6年度実績

相談件数 139件

延利用回数 1,409 件



相談·生活支援



令和7年度予算 870,000 円

生活上の相談に対し、より身近な範囲で気軽に相談できる場や機会を提供し、適切な助言・指導・コーディネートにより活用できるサービスへ結びつけ、問題解決の手助けをする「相談支援事業」や、緊急に生活費及び医療費を必要とする方に対し貸付する「福祉資金貸付事業」、低所得の方が、不測の事態により緊急に援護が必要になった場合に、応急生活費や医療費の一部を交付する応急法外援護費に充てています。

令和6年度実績 相談件数**455**件 貸付件数**233**件

皆様からいただいている会費が地域福祉活動に!

会費のご協力

皆さまからご協力いただいた会費は、 市原市社会福祉協議会で取りまとめを行います。



【令和6年度会費実績】

その他の会費		
種別	金額(円)	
住民会費	11,911,140	
法人会費	265,000	
個人•団体会費	383,000	
計	12,559,140	

配分される

市
対協及び地区
対協の事業費として配分されます。

法人会費

個人及び団体会費

【配分内容】

• 市社協の運営・事業費へ配分

住民会費

市社協 50%

地区社協 50%

- 【配分内容】
- ・前年度実績の50%を地区社協へ配分
- 地区社協配分残額を市社協の運営・事業費へ配分

地域福祉活動へ

子育て



地域食堂



災害ボランティア









市原社協の事業については中面をご覧ください

市原社協の会員会費制度について

会員の種別	対象	会費額
住民会員	市民の皆さま	1世帯 200円
法人会員	企業・法人等の皆さま	1 🗆 10,000 円
団体会員	市内福祉施設や団体の皆さま	1 🗆 5,000 円
個人会員	個人の皆さま	1 🗆 1,000 円

対協会員として活動! への応援よろしくお 願いいたします!





市原市社会福祉協議会は、「誰もが安心して地域で暮らせる福祉のまちづくり」を 目指して、様々な地域福祉活動を推進しており、地域住民の皆さまをはじめ、市内 の福祉施設や法人の皆さまからいただく会費が大切な財源となっております。